

墨田区消費者ニュース

令和2年4月発行 第161号

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



新型コロナウイルスに便乗した 【悪質商法】に注意しましょう！



金が高騰...

突然自宅に業者が訪ねてきて、「新型コロナウイルスの影響で金の相場が上がることは間違いない。今申し込めば高騰する前の金額で金を買う枠が当たるかもしれない。」などと勧誘してくる。

マスク無料...

「新型コロナウイルスによる肺炎が広がっている。マスクを無料送付する。」などとショートメールが届き、記載した URL にアクセスさせようとする。

住居の消毒...

「行政から委託を受けている。」という業者から住居の消毒を勧誘する電話がかかり、「パンフレットを持参したいと話し、自宅まで訪問する。

訪問し盗む...

外出自粛の高齢者の住居に、作業着姿の者が複数人で訪ねてきて、「〇〇の確認に来ましたので点検させてください。」と、住人に立ち会わせ、そのすきに他の者が金品等を盗み出す。

おかしいな?...と思ったら、ひとりで悩まず、まずはすみだ消費者センター（電話5608-1773）までご相談ください！



消費者センター相談窓口から

2か月以上経ってから気づいたクリーニング業者のコートを取り違え
～クリーニング受け取り後は速やかに確認を！～

【相談事例】

コート5枚をクリーニングに出し、2か月前受け取った。コートの状態を確認せずに、タグとビニール袋を外しタンスで保管していた。5枚のコートを順次着用し、昨日、ネイビーの膝下コートを着用したところ、サイズが大きく自分のものでないことに気が付いた。店に申し出たら責任者から電話があり、「お客様の商品は全てタグで管理しており、タグが外された状態でのお問い合わせはお受けできません」と規約に記載しているので対応は難しい。」と言われた。

【アドバイス】

クリーニングは生活に密着したサービスですが、トラブルが起きた場合、原因の特定が難しく解決が困難な場合も多々あります。

トラブルを防ぐためには、受け取った衣類を速やかに確認することが必要です。店で引き取る時は、間違いなく自分が出した衣類がそろっているのかを、店員と一緒に確認しましょう。

家に持ち帰ったら、すぐにビニール袋から出して、仕上がりの状態（しみ、色落ち、傷、汚れはないかなど）を確認しましょう。その後、数時間陰干しをして、溶剤のにおいがなくなってから収納しましょう。クリーニング店のタグは着用時までつけたままにしておいた方がトラブルが起きた時、対応を求めやすくなります。

トラブルが起きた場合は、業者に全国クリーニング生活衛生同業組合の事故賠償基準に基づく補償を求めていくことになりますが、賠償期限は仕上がり品を受け取った日から6か月間です。事例では、業者が他のお客様に電話をかけ、商品を探すことになりました。

すみだ消費者センター相談室



■相談日……月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間…午前9時00分～午後4時30分

■所在地……墨田区押上2-12-7 セル中之郷2階

- 東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線
「押上駅」A3出口徒歩3分
- 東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分
- 区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター」前

■案内図

